

議案第 21 号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 16 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市就学援助費の新入学児童・生徒学用品費を入学予定者の保護者に支給するため、規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第9号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則（平成21年小城市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経済的理由により就学が困難な児童生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）」の次に「又は入学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条第1号中「児童生徒」を「児童生徒又は入学予定者」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入学予定者の保護者については、申請書及び誓約書（様式第1号の2）を直接教育委員会に提出することができる。

第6条第4項中「年度当初から支給を受けようとする者」を「入学前又は、年度当初から就学援助費の支給を受けようとする者」に改める。

第8条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 入学前支給の申請締切日として教育委員会が定める日までに申請した者 教育委員会が認定をした日の属する月から次年度の末日まで
第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入学予定者の保護者に対する新入学児童・生徒学用品費はこの例によらず支給することができる。

第9条第2項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改める。

第12条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入学予定者が小城市立学校に入学しなかったとき。

第12条第1項第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

別表（２）新入学児童・生徒学用品費の項中「小学１年、中学１年で４月認定者に限る。」を「入学予定者で入学前認定者又は、小学１年、中学１年で４月認定者に限る。」に改める。

様式第１号の次に次の様式第１号の２を加える。

様式第1号の2（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

小城市教育委員会 様

就学援助費の支給において、小城市内の小学校又は中学校に入学しなかった場合は、受給した援助費を小城市に返納することを誓約します。

また、受給に際して、学校に支払うべき経費に滞納がある場合には、未納相当額を差し引かれることについて了承します。

保護者

住 所 小城市 _____

氏 名 _____ 印

児童・生徒

氏 名 _____

入学予定校 小城市立 _____ 学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市就学援助規則（平成21年小城市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学に要する費用（以下「就学援助費」という。）の援助（以下「就学援助」という。）を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 就学援助の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1） 市内に住所を有し、小城市立小学校又は小城市立中学校（以下「小城市立学校」という。）に就学する児童生徒の保護者</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（申請）</p> <p>第6条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」とい</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）<u>又は入学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）</u>の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学に要する費用（以下「就学援助費」という。）の援助（以下「就学援助」という。）を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 就学援助の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1） 市内に住所を有し、小城市立小学校又は小城市立中学校（以下「小城市立学校」という。）に就学する<u>児童生徒又は入学予定者</u>の保護者</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（申請）</p> <p>第6条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」とい</p>

う。)は、就学援助申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に申請する年の1月1日現在の住所地における市町村民税課税証明書を添付し、児童生徒の就学する学校長を経由して、教育委員会へ提出しなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 年度当初から支給を受けようとする者は、教育委員会が定める日までに申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、新入学児童生徒に係る申請は4月末日までに提出したものに限り年度当初の認定を受けることができる。

5 (略)

(認定期間)

第8条 前条の規定により認定の決定を受けた者(以下「認定者」という。)に対する就学援助費の支給については、次の各号に掲げる認定者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間行うものとする。

(1) (略)

(2) (略)

2・3 (略)

う。)は、就学援助申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に申請する年の1月1日現在の住所地における市町村民税課税証明書を添付し、児童生徒の就学する学校長を経由して、教育委員会へ提出しなければならない。ただし、入学予定者の保護者については、申請書及び誓約書(様式第1号の2)を直接教育委員会に提出することができる。

2 (略)

3 (略)

4 入学前又は、年度当初から就学援助費の支給を受けようとする者は、教育委員会が定める日までに申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、新入学児童生徒に係る申請は4月末日までに提出したものに限り年度当初の認定を受けることができる。

5 (略)

(認定期間)

第8条 前条の規定により認定の決定を受けた者(以下「認定者」という。)に対する就学援助費の支給については、次の各号に掲げる認定者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間行うものとする。

(1) (略)

(2) 入学前支給の申請締切日として教育委員会が定める日までに申請した者 教育委員会が認定をした日の属する月から次年度の末日まで

(3) (略)

2・3 (略)

(就学援助費の支給)

<p>(就学援助費の支給)</p> <p>第9条 就学援助費は、原則として年度内の学期ごとに3回に分けて支給する。ただし、新入学児童・生徒学用品費は1回目の支給と、校外活動費及び修学旅行費は実施後の支給と併せて支給する。</p> <p>2 前条第1項第2号に規定する認定者に係る就学援助費は、月割支給とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消)</p> <p>第12条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、就学援助費を既に受給しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第9条 就学援助費は、原則として年度内の学期ごとに3回に分けて支給する。ただし、新入学児童・生徒学用品費は1回目の支給と、校外活動費及び修学旅行費は実施後の支給と併せて支給する。<u>ただし、入学予定者の保護者に対する新入学児童・生徒学用品費はこの例によらず支給することができる。</u></p> <p>2 前条第1項第3号に規定する認定者に係る就学援助費は、月割支給とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消)</p> <p>第12条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、就学援助費を既に受給しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 入学予定者が小城市立学校に入学しなかったとき。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

別表（第5条関係）

種類	金額		支給対象者	備考
	小学校	中学校		
略				
(2) 新入学児童・生徒学用品費	40,600円	47,400円	小学1年、中学1年で4月認定者に限る。	

別表（第5条関係）

種類	金額		支給対象者	備考
	小学校	中学校		
略				
(2) 新入学児童・生徒学用品費	40,600円	47,400円	<u>入学予定者で入学前認定者又は、</u> 小学1年、中学1年で4月認定者に限る。	

様式第1号の2（第6条関係）

様式第1号の2（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

小城市教育委員会 様

就学援助費の支給において、小城市内の小学校又は中学校に入学し
なかつた場合は、受給した援助費を小城市に返納することを誓約します。
また、受給に際して、学校に支払うべき経費に滞納がある場合には、
未納相当額を差し引かれることについて了承します。

保護者

住 所 小城市 _____

氏 名 _____ 印

児童・生徒

氏 名 _____

入学予定校 小城市立 _____ 学校